

八幡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八幡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年八幡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第1項第2号中「の開示を受けた日その他当該保有個人情報」を削り、同条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第1項第2号中「の開示を受けた日その他当該保有個人情報」を削り、同条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 八幡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の八幡市議会の個人情報の保護に関する条例第32条第1項第2号及び第39条第1項第2号の規定は、令和7年4

月 1 日以後に提出された請求から適用する。

第 3 条 第 2 条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提出日：令和 7 年 3 月 2 7 日

提出者：八幡市議会議員 太田克彦

賛成者：八幡市議会議員 福田佐世子 南本 晃 山本邦夫

中村正公 叶 善之 横須賀生也 山田芳彦

議決結果：令和 7 年 3 月 2 7 日原案可決